秦野市PTA連絡協議会(決算·予算総会)



日 時 令和5年4月15日(土) 10:00~

会場本町公民館ホール

<u>次 第</u>

- 資格確認
- 1. 開会の言葉
- 2. 会長挨拶
- 3. 来賓挨拶
- 4. 来賓紹介
- 5. 議長選出
- 6. 議事
 - (1)第1号議案 令和4年度事業報告及び承認に関する件
 - (2) 第2号議案 令和4年度決算報告及び承認に関する件
 - 会計監查報告
 - (3) 第3号議案 令和5年度役員承認に関する件
 - 令和5年度役員紹介
 - (4) 第4号議案 令和5年度事業計画案の承認に関する件
 - (5) 第5号議案 令和5年度予算案の承認に関する件
- 7. 議長解任
- 8. 広報紙コンクール表彰
- 9. その他
- 10. 閉会の言葉

第1号議案 令和4年度事業報告について

月	市P連役員	市P連情報委員会	関連事業 (県Pなど)
4	4/23(土)10 時 役員会:本町小		
5	予算総会(書面) 5/28(土)10時 役員会:本町小		
	6/11(土)10 時~12 時 会長・情報	合同会 本町小	6/18(土)定期総会
6		6/16(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	
7		7/14(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	7/26(火)~8/4(木) 夏休み親子写生会(後援)
8	8/27(土)10 時 役員会:本町小		8/26(金)~27(土) 日本 PTA 全国大会: 山形県
9	9/17(土)10 時 会長会:本町小	9/8(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	9/24(土)~25(日)たばこ祭り 学習総合展(協力) 9/29(木) 中ブロック会議
10			10/15(土)~16(日) 関東ブロック大会:山梨県
	11/6(日) 9時30分 いじめを考え	- る児童生徒委員会:堀川公民館	11/10(木) 県 P 大会: 大和市
11	11/23(水)10 時 役員会:本町小	11/10(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	
12	12/17(土)10 時 会長会:本町小		12/10(土) 中ブロック会議
1	1/28(土) 10 時 役員会:本町小	1/12(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	1/21(土) 市合同開催 家庭教育支援講習会
2	2/18(土) 10 時 役員会:本町小		
3	3/18(土) 10 時 役員会:本町小	3/2(木)9時30分 情報委員会:はだのこども館 3/3(金)~10(金)広報紙展示会 3/18(土)広報紙コンクール	年度末総会県広報紙コンクール
4	4/15(土) 10 時 総会		

令和 4 年度 秦野市 PTA 連絡協議会 各種委員会委嘱担当表

番号	委員会	主管	R4 年度開催予定時期	役職	R4 年度担当者
I	園小中一貫教育検討会	教育研究所	未定 (H29 から休止)	会計	
2	はだのっ子アワード運営委員会	教育研究所	5.11 月(運営委員会) 1 月(表彰式)	副会長	
3	広域連携中学生交流洋上体験研修事業実行 委員会	生涯学習課	4.7.10 月	会計	
4	親子川柳実行委員会	生涯学習課	5.10.12 月 (実行委員会) 11 月 (表彰式)(※2)	情報委員長 情報副委員長 (会長)	
5	社会教育委員会議	生涯学習課	6.10.2 月	副会長	
6	秦野市民会議実行委員会	こども育成課	9.2 月 市民会議は 11 月	会計	
7	青少年問題協議会	こども育成課	10 月	会長	
8	社会を明るくする運動推進委員会	市民相談人権課	6.7 月	副会長	
9	はだの市民が創る男女共同社会推進会議	市民相談人権課	4.6.11.1 月 (その他部会ごとに随時出席)	副会長	
10	市民の日運営委員会	市民活動支援課	5.2 月 (時期変更の可能性あり)	副会長	
11	防犯対策連絡協議会	地域安全課	2 月	顧問	
12	子ども見守り活動ボランティア会議	地域安全課	7.2 月	顧問	
13	交通安全対策協議会	地域安全課	5月	副会長	
14	アイディア料理コンテスト (主催:秦野市食生活改善推進団体)	こども家庭支援課	6.10.11.12 月	情報副委員長	
15	秦野市子ども・子育て会議	子育て総務課	10.2 月	会長	
16	秦野市廃棄物対策審議会	環境資源対策課	7.10 月	会長	
17	部活動検討委員会	教育指導課	8.12 月 (議題があれば出席依頼)	会長 情報副委員長	
18	教育委員会教育施策点檢·評価会議	教育総務課	6.7 月	副会長	
19	秦野市立中学校給食推進懇話会 (R5.5.31 まで)	学校教育課	10.2 月	顧問 顧問	
20	学校給食運営審議会	学校教育課	10.2 月	顧問	
21	通学路安全対策推進懇話会	学校教育課	7.10.2 月	副会長	
22	秦野市商店街ガイドブック作製懇話会	産業振興課	6.9.11.1 月	会計	
23	電子地域通貨導入検討会(視察研修、セミナー出席含む)	産業振興課	4.5.6.7.8 月	会長	
24	秦野市 4 駅にぎわい創造検討懇話会 東海大学前駅 渋沢駅	産業振興課	1月~	副会長	

第2号議案 2022年度 秦野市PTA連絡協議会収支決算報告

収入総額1,792,424 円支出総額704,336 円差引総額1,088,088 円

≪収入内訳≫

*会員数は2022年5月1日現在

項目	2022年度 予算額(A)	2022年度 決算額(B)	比較増減(B)-(A)	摘要
1. 単P分担金	1,083,080	1,083,080	0	会費 95円×10,264世帯 分担費 3,000円×2校 5,000円×19校 7,000円×1校
2. 繰越金	575,990	575,990	0	前年度繰越金
3. 補助金	93,000	93,000	0	秦野市補助金
4. 雑収入	0	40,354	40,354	子ども110番ステッカー・プレート代(40,348円) 利息(6円)
승 計	1,752,070	1,792,424	40,354	

≪支出内訳≫

項 目	2022年度	予算額(A)	2022年度 決算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘要
1. 会議費		20,000	20,530	▲ 530	会議用名札、会長会等飲み物代
2. 事務通信費	1	160,000	113,990	46,010	
3. 旅費		100,000	72,500	27,500	活動費
4. 研修会費		50,000	0	50,000	
5. 情報委員会	費	160,000	83,434	76,566	情報委員会活動費等
6. 広報費	1	80,000	39,960	40,040	WEB管理費
7. 作品展奨励	費	30,000	30,000	0	たばこ祭り作品展
8. 県・中分担	金	338,712	339,592	. ▲ 880	県•中分担金
9. 子ども110番ステッン	j-	5,000	0	5,000	
10. 研修補助	費	20,000	4,330	15,670	県P大会参加費(11/10大和市)
11.補助金返還	2	0	0	0	
12. 予備費		788,358	0	788,358	
合 計		1,752,070	704,336	1,047,734	

上記の通り報告いたします。	秦野市PTA連絡協議会 会	長
	秦野市PTA連絡協議会 会	計
	秦野市PTA連絡協議会 会	計
〈監査報告〉 令和5年3月18日に会計監査を行い、追	鱼帳・ 書類を精査した結果,適正に	- 処理されていたことをここに報告いたします。
令和 4 年度 秦野	市PTA連絡協議会 会計監査委	5 員
	会計監査委	

第4号議案 令和5年度 事業計画 (案)

月	市P連本部	市P連情報委員会	関連事業(県 P など)
		4/13(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	
4	4/15(土)10 時 決算・予算総会:本		
5	5/27(土)10 時 役員会:渋沢中		
		6/15(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	6/17(土)県P定期総会
6	6/17(土)10 時~12 時 会長・情報	合同会: 渋沢中	
7			中ブロック会議
8	8/26(土)10 時 役員会:渋沢中		8/25(金)~8/26(土) 日本 PTA 全国大会:広島
9	9/16(土)10 時 会長会:渋沢中	9/14(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	中ブロック会議
10			関東ブロック大会:千葉
	11/5(日) 秦野こども未来づくり会議	: 堀川公民館	11/9(木) 県 P 大会: 平塚市
11	11/18(土)10 時 役員会:渋沢中	11/16(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	
12	12/16(土)10 時 会長会: 渋沢中		中ブロック会議
	1/20(土)10 時 役員会:渋沢中	1/18(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	
1	秦野市 PTA 大会	1	
2	2/17(土)10 時 役員会:渋沢中		
	3/16(土)10 時 役員会: 渋沢中	3/7(木)9 時 30 分 情報委員会:はだのこども館	県P年度末総会
3		3/16(土)広報誌コンクール 3/1~3/7 広報誌展示会	
4	決算・予算総会	1	

第5号議案 令和5年度 収支予算(案)

収入総額1,597,008 円支出総額1,597,008 円差引総額0 円

収入内訳

項目	2023年度 予算額(A)	2022年度 予算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘 要(見 込)
1. 単P分担金	415,920	1,083,080	▲ 667,160	会 費 30円×10,264世帯 (注記1) 分担費 3,000円× 2校 5,000円×19校 7,000円×1校
2. 繰越金	1,088,088	575,990	512,098	前年度繰越金
3. 補助金	93,000	93,000	0	秦野市補助金
4. 雑収入	0	0	0	利息·県P助成金
合 計	1,597,008	1,752,070	▲ 155,062	

注記1:規約では会費95円だが昨年度までのコロナ禍の影響を受け繰越金(予備費)が過剰であることを協議し、今年度会費を減額し予備費(次年度繰越金)をコロナ前の水準へ適正化します。 ※単P分担金は徴収方法・時期は事務局で検討し、後日連絡します。

支出内訳

項目	2023年度 予算額(A)	2022年度 予算額(B)	比較増減(A)-(B)	摘要
1. 会議費	30,000	20,000	10,000	名札等備品、お茶
2. 事務通信費	210,000	160,000	50,000	消耗品費·印刷配信費 書類作成用PC入替
3. 旅費	210,000	100,000	110,000	活動費
4. 研修会費	260,000	50,000	210,000	講師謝礼、備品代等 →市P連開催の研修・会議費用
5. 情報委員会費	160,000	160,000	0	活動·研修費
6. 広報費	80,000	80,000	0	WEB管理費·賞状等
7. 作品展奨励費	30,000	30,000	0	たばこ祭り作品展
8. 県・中分担金	338,712	338,712	0	県·中分担金 (33円×10,264世帯)、振込手数料
9. 子ども110番ステッカー	5,000	5,000	0	子ども110番ステッカー代
10. 研修補助費	20,000	20,000	0	視察研修費補助 →日P・県P大会補助も含む
11. 予備費	253,296	788,358	▲ 535,062	
合 計	1,597,008	1,752,070	▲ 155,062	

秦野市PTA連絡協議会規約

名称及び事務局

- 第1条 この会は秦野市PTA連絡協議会という。
- 第2条 この会の事務局は会長が所属する学校内におく。

目的

- 第3条 この会は秦野市小学校並びに中学校及びその他の学校のPTA相 互の連絡を密にし、各単位PTAの進歩発展をはかることを目的と する。
- 第4条 この会は前条の目的をとげるため次の活動をする。
 - 1. 各単位 P T A 相互の連絡と情報の交換
 - 2. PTA運営に関する研究会、講習会、講演会等の開催
 - 3. 国及び地方公共団体に対する陳情並びに請願
 - 4. 単位 P T A 相互の親睦を図るためのレクリエーションの開催
 - 5. その他必要と認められる事項

方針

- 第5条 この会は次の方針に従って活動する。
 - 1. 教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関に協力する。
 - 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また会の目的達成のため以外は、営利を目的とする行為は行わない。
 - 3.この会の名または役名を使ってすべての選挙の候補者を推薦しない。
 - 4. 加盟単位 P T A の自由な活動を尊重し、これを制約するようなことはしない。
 - 5. 学校の人事その他管理には干渉しない。
- 第6条 この会は秦野市の小学校並びに中学校及びその他の学校のPTAを もって組織する。

経理

- 第7条 この会の活動に要する経費は分担金、寄付金及びその他の収入によって維持される。
- 第8条 この会に加盟した各単位 PTA は必要経費を次の通り分担するもの とする。
 - 1.分担金は各校クラス数に応じた金額とし、そのPTAの会員数に 95円を乗じた額を合算したものとする。

6学級以下・・・3,000円

 $7 \sim 24$ 学級・・・5,000円

25学級以上・・ 7.000円

- 2. 会員数の算定基準はその年度の5月1日現在とする。
- 3. 年度途中において加盟した PTAのその分担額は、その都度協議会で決める。
- 第9条 この会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

役員

第10条 この会には次の役員をおく。

1. 会 長 1名

2. 副会長 3名(保護者2名 教師1名)

3. 書 記 1名

4. 会 計 2名

5. 情報委員正、副委員長 3名

6. 県P役員 若干名(神奈川県PTA協議会に役員が出た場合)

- 第11条 役員は協議会において、協議会の互選によって決め、総会の承認を 得る。但し顧問は過年度協議員より若干名おくことができる。
- 第12条 役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
- 第13条 会長はこの会を代表し、次の職務を行う。
 - 1. 役員会及び協議会を召集し、会議の議長となる。
 - 2. 必要に応じて協議会の同意を得て臨時委員会を委嘱する。
- 第14条 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第15条 書記は次の職務を行う。
 - 1. 役員及び協議会の議事並びに活動に関する重要事項を記録する。
 - 2. 記録、通信その他の書類を保管する。
- 第16条 会計は次の職務を行う。
 - 1.協議会が決定した予算に基づいて総ての会計事務を処理する。
 - 2. 年度末協議会では会計監査を経た決算を報告する。

専門部会

第17条 この会には必要により専門部会をおくことができる。

会計監査委員

- 第18条 この会の経理を監査するため毎年4月~5月に開く協議会において 会計監査委員2名を選出する。
- 第19条 会計監査委員は選出された年度の経理を監査して、任務を終わる。

協議会

- 第20条 協議会はこの会の最高決定機関である。
- 第21条 協議会は加盟単位PTAより選出された3名(原則として、会長 校長 情報委員)の協議会をもって構成される。
- 第22条 協議会は所属する単位PTAを代表するものとみなす。
- 第23条 協議会は役員会が必要と認めた時又は1/2以上の単位PTAより 要求があった時開催する。

役員会

- 第24条 役員会は全役員をもって構成され、各単位PTAの連絡調整を図り 協議会に提出する予算案、活動計画ならびにその他の議案を調整する。
- 第25条 役員会は必要のある都度これを調整する。

情報委員会

- 第26条 この委員会は各単位PTAより選出された委員をもって構成する。
- 第27条 この中には次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 2名

第28条 この委員会は第3条の目的をとるための研修と広報活動を行う。

臨時委員会

- 第29条 この会の活動に必要な事項について、調整研究立案するための臨時 委員会を置くことができる。
- 第30条 臨時委員は協議委員以外の単位PTA会員の中から委嘱することが できる。
- 第31条 役員会はこの会の運営に関し必要な規則を定めることができる。
- 第32条 役員会は細則を制定または改廃したときは、その結果を協議会に報告し承認を得なければならない。

改正

第33条 この規約は協議会において出席者の1/2以上の賛成がなければ改 正することはできない。

付則

- ・この規約は昭和47年4月 1日より施行する。
 - 1. 昭和50年6月27日規約一部改正し当日より施行する。
 - 2. 昭和51年5月26日規約一部改正し当日より施行する。
 - 3. 昭和52年5月27日規約一部改正し当日より施行する。
 - 4. 昭和55年5月 6日規約一部改正し当日より施行する。
 - 5. 昭和56年6月17日規約一部改正し当日より施行する。
 - 6. 昭和57年6月 2日規約一部改正し当日より施行する。
 - 7. 昭和63年5月23日規約一部改正し当日より施行する。
 - 8. 平成14年4月20日規約一部改正し当日より施行する。
 - 9. 平成17年4月16日規約一部改正し平成18年4月1日より施行する。
- 10. 平成18年4月15日規約一部改正し当日より施行する。
- 11. 平成21年4月11日規約一部改正し当日より施行する。
- 12. 平成22年4月10日規約一部を正し当日より施行する。

秦野市PTA連絡協議会個人情報取扱要領

(目的)

第1条 秦野市PTA連絡協議会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において 個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会の会長とする。 (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会の事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、 また、同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、 本人に明示しなければならない。なお、要配慮個人情報などを収集するときは、あらか じめ本人の同意を得なければならない。

(利用)

- 第7条 取得した個人情報は、次に掲げる目的の為に利用する。
 - (1) 行事・会合等の連絡
 - (2) 名簿や資料等の作成
 - (3) 役員・委員選出等に係る諸資料の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

- 第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
 - 2 不要となった個人情報は管理者または取扱者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管しなければならない。また、持ち出す場合は、電子メールで送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行わなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第11条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に 提供してはならない。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護(災害等)のために必要な場合

- (3)公衆衛生の向上又は児童(生徒)の健全育成の推進に必要がある場合
- (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第12条 個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び神奈川県、秦野市を除く) に提供したときは、次に掲げる項目についての記録を作成し、及び保存しなければならない。
 - (1) 第三者の氏名及び住所
 - (2) 第三者に個人情報を提供した経緯
 - (3) 提供をする対象者の氏名
 - (4) 提供をする情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要) (第三者提供を受ける際の確認等)
- 第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び神奈川県、秦野市を除く)から 個人情報の提供を受けるときは、次に掲げる項目についての記録を作成し、及び保存しなければならない。
 - (1) 第三者の氏名及び住所
 - (2) 第三者から個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要) (情報開示等)
- 第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、又は削除を求められた ときは、法令に沿ってこれに応じなければならない。

(漏えい時等の対応)

- 第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む) したおそれがあることを把握したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
 - 2 管理者は、前項の報告を受けたときは、国の個人情報保護委員会が定めるガイドライン等にしたがい、適切な対応を図るものとする。

(研修)

第16条 本会は、本会の役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意 事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 この要領の改正は、役員会において行い、総会で報告する。

附則

この要領は、平成30(2018)年4月1日から施行する。